



報道発表

令和8年2月17日
函館税関

不正薬物の密輸入を17件摘発、押収量が増加

— 令和7年の函館税関における関税法違反事件の取締り状況 —

函館税関は、令和7年の1年間に管内の空港や港湾等において、不正薬物の密輸入事件その他関税法違反事件を取り締まった実績をまとめましたのでお知らせします。

摘発状況

1. 不正薬物

不正薬物*1全体の摘発件数は17件(前年比23%減)、押収量は約290.18g(同約4倍)となり、不正薬物の摘発件数は減少したが、押収量は増加した。

➤覚醒剤

覚醒剤の摘発件数は4件(同4倍)、押収量は約2.34g(同約3.8倍)となり、摘発件数、押収量がともに増加した。

➤大麻

大麻の摘発件数は4件(同64%減)、押収量は76.98g(同約2.7倍)となり、摘発件数は減少したが、押収量は増加した。

➤麻薬*2

麻薬の摘発件数は3件(同50%減)、押収量は約127.89g(同約14.9倍)となり、摘発件数は減少したが、押収量は増加した。

➤指定薬物

指定薬物の摘発件数は6件(同1.5倍)、押収量は約82.97g(同約2.4倍)となり、摘発件数、押収量がともに増加した。

2. その他

無許可で輸入しようとした大麻種子の不正輸入事件を1件摘発した。

*1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定薬物をいう。

*2 ヘロイン、コカイン、MDMA等の薬物をいう。

【問合せ先】
函館税関 税関広報広聴官
電話:0138-40-4218

事件引継状況

➤事件引継の件数

他税関で摘発され、函館税関に事件引継ぎされた件数*4は15件（前年比15%増）となり、事件引継ぎ件数は増加した。

➤引継事件の内訳

引継ぎされた事件は、不正薬物事犯が11件（同15%減）、その他事犯が4件（同全増）であった。

犯則物件 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
不正薬物	15	21	10	13	11
その他*5	9	11	4	0	4
計	24	32	14	13	15

*4 他税関から引き継がれた事件であり、摘発件数は摘発税関で計上

*5 銃砲等、知的財産侵害物品、わいせつ物品など

処分状況

➤処分の件数

関税法違反事件に対し函館税関が行った犯則調査*6の結果、令和7年に犯則処分*7した件数は30件（前年比3%増）であり、その内訳は告発*8が24件（同41%増）、通告処分*9が6件（同50%減）であった。

➤告発事件の内訳

告発した事件は、不正薬物事犯とその他不正輸入事犯であり、不正薬物事犯の内訳は、覚醒剤事犯が4件（同4倍）、大麻事犯が9件（同29%増）、麻薬事犯が5件（同増減なし）、指定薬物事犯が3件（同25%減）であった。

処分 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
告発	14	12	24	17	24
通告処分	3	4	7	12	6
計	17	16	31	29	30

*6 犯則調査：関税法違反事件について、証拠を発見・収集し、犯則事実の有無及び犯則者を確定させるための手続きであり、告発又は通告処分を終局の目標として行う調査。

*7 犯則処分：犯則調査の結果、犯則の心証を得たときは、犯則処分として、検察官へ告発又は税関長により通告処分する。

*8 告発：その情状が拘禁刑に相当するとき、又は以下に示す通告処分を履行する資力がないとき等に、検察官に告発し、刑事手続に移行するもの。

*9 通告処分：その情状が罰金刑に相当するとき、税関長がその罰金に相当する金額の納付を求める行政処分。なお、犯則者がこれに応じないときは検察官に告発することになる。

【事例1】 令和7年8月摘発 千歳税関支署

タイ人女性が、タイ王国から

覚醒剤であるフェニルメチルアミノプロパンの塩酸塩 1.33グラム

を密輸しようとしたところ、税関の入国検査で発見し、関税法違反で摘発、告発した。



(覚醒剤及び隠匿に利用された透明筒)



(覚醒剤)

【事例2】 令和7年8月告発 函館税関

タイ王国から、函館税関管内あての国際郵便物に

麻薬である大麻 約1,875.05グラム

を隠匿して発送させ、密輸入しようとした日本人男性1名を関税法違反で告発した。



(隠匿に使用された郵便物)



(麻薬である大麻)

【事例3】 令和7年6月摘発 千歳税関支署

日本人男女が、タイ王国から

大麻種子 37粒

を密輸しようとしたところ、税関の入国検査で発見、関税法違反で摘発し、調査で判明した共犯者の日本人男性を含め3名を告発した。



(入国検査で発見された大麻種子)

(資料1) 函館税関管内における不正薬物の摘発実績

種類	年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比
覚醒剤	件	-	1	1	1	4	4.0倍
	g	-	10	2	1	2	3.8倍
大麻	件	2	1	7	11	4	36%
	g	1,865	1	22	29	77	2.7倍
大麻草	件	-	1	5	1	-	全減
	g	-	1	21	6	0	3%
THC類製品	件	令和6年12月12日摘発分から				4	全増
	g	計上開始				77	全増
(参考) 大麻樹脂等	件	2	-	2	10	令和6年12月11日を	
	g	1,865	-	1	23	以って計上終了	
麻薬	件	1	-	5	6	3	50%
	g	2,002	-	4	9	128	14.9倍
	錠	-	-	-	27	-	全減
ヘロイン	件	-	-	-	-	-	-
	g	-	-	-	-	-	-
コカイン	件	1	-	1	2	-	全減
	g	2,002	-	0	0	-	全減
MDMA等	件	-	-	2	1	-	全減
	g	-	-	0	-	-	-
	錠	-	2	-	9	-	全減
ケタミン	件	-	-	2	1	2	2.0倍
	g	-	-	3	0	19	110.2倍
その他麻薬	件	-	-	-	2	1	50%
	g	-	-	-	8	109	13.3倍
	錠	-	-	-	18	-	全減
向精神薬	件	-	-	-	-	-	-
	g	-	-	-	-	-	-
	錠	-	-	-	-	-	-
指定薬物	件	-	-	-	4	6	1.5倍
	g	-	-	-	35	83	2.4倍
合計	件	3	2	13	22	17	77%
	g	3,867	10	27	73	290	4.0倍
	錠	-	2	-	27	-	全減

(注) 1. 税関が摘発した密輸入事犯のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。

2. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。

3. 「THC類製品」は、令和6年12月12日に施行された麻薬及び向精神薬取締法で規制されているTHC類を含有する液体・菓子類をいう。同施行日前は大麻取締法で規制されていた大麻樹脂、大麻リキッド、大麻菓子等の大麻製品を「大麻樹脂等」で計上していた。

4. ①MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。

②その他麻薬は、麻薬及び向精神薬取締法における麻薬のうち、大麻、ヘロイン、コカイン、MDMA等、ケタミン以外の薬種の合計を示す。

5. 摘発件数が「-」であるのに、押収量(g)に数字が記載されているのは、他の薬物において件数を計上していることを示す。

6. 数量の表記について、小数点以下四捨五入。「0」は0.5g未満を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

7. 数量の表記について、小数点以下四捨五入。「0」は0.5g未満を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

8. 令和7年の数値は速報値である。

(資料2) 函館税関管内における金地金の摘発実績

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比
摘発件数	件	-	-	3	-	-	-
押収数量	g	-	-	327	-	-	-

(注) 令和7年の数値は速報値である。